

いただいた御意見に対する考え方

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 — ● 意見内容 そもそも倒産するような企業がこうしたインフラストラクチャーの事業に参入することがおかしいので、資本制限や審査情報、決算情報の開示など厳しくすべき点について、検討及び議論願う。 	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 適正な電力取引についての指針（改定案） ● 意見内容 需要家にとっての料金体系のわかりやすさ、新電力は旧一般電気事業者が設定した燃料費調整額を参照しながら料金メニューを作らざるを得ない競争環境にあること、発電設備を持たない新電力が独自の燃料費調整を設定することの難しさ等に中立的にご記載いただいた改正として、次文のとおり、実効性を担保として、賛同いたします。小売電気事業者にとって、事業者の創意工夫による料金設定は自由競争の根幹であり、目下、小売標準メニュー改定の見通しが具体的に公表されたなか、その妨げとならないよう、適正な電力取引についての指針への料金設定等に関する記載については適時適切にご検討をお願いします。 また、「また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をよ 	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>り適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。」との記載の通り、標準メニューは、特定小売供給約款の料金体系と整合的であることともに、料金の適切性のみならず、新電力との競争上においても料金の透明性・公平性確保が重要であり、その透明性・公平性確保についても、小売標準メニューの見直しに応じて適時適切に対応をお願いしたい。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 電力の小売営業に関する指針（改定案） ● 意見内容 「なお、これらはいくまで例示であり、小売電気事業者の創意工夫による、この参考事例に当てはまらない料金メニューの作成を妨げるものではない。」について、指針としては運用上の曖昧さが懸念されるため、今後、小売電気事業者の懸念を払拭できるよう、参考事例を積み重ねるなど、具体的な実効担保を前提として、賛同いたします。小売電気事業者にとって、事業者の創意工夫による料金設定は自由競争の根幹であり、その妨げとならないよう、一例として、定額料金メニューにおける為替や燃料費などの変動コストをヘッジするための費用の取扱いの料金反映の取扱いなど、今後とも、適時適切にご検討をお願いします。 <p>参考事例についても、需要家保護の観点から小売電気事業者が説明すべき内容についてお示しいただいたものとして賛同いたします。一方で、参考事例とはいえ、今後も様々なメニューについて例示が追加された場合、メニューの画一化、類型化等、事業者の創意工夫の結果としてのメニュー設定に対しての影響や、ひいては需要家の選択肢に対しても影響を及ぼす可能性も思料いたしますので、例示追加等については需要家保護及び小売電気事業者にとってのセーフハーバーとして、</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	適時適切なお検討をお願いします。	
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 — ● 意見内容 自由化したといいつつ、こんなに細かなことを指針によって事業をコントロールしようとするのであれば、自由化前とある意味変わらないのではないか。 自由化して供給が不安定となり、安全保障上もリスクを高めている現状を考えると、抜本的に現在の制度を見直すべきではないか。 	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 適正な電力取引についての指針（改定案） ● 意見内容 標準メニューの見直しについて、毎月変えて実質的な市場連動型になってしまうことも懸念されるため、追記する文章を「定期的」ではなく、「年に1度、または半年に1度」と、一定期間は変えられないよう規定すべきと考える。 	御指摘のとおり、標準メニューの過度に頻繁な改定が仮に行われたとすれば、新電力や需要家にも大きな影響を及ぼすものと考えられますので、そうしたことが起こらないか注視して参ります。他方で、電気の調達手段や調達費用等の変動に柔軟に対応することが求められる可能性もあることから、見直しができない期間を一律に設けることはしないこととしています。